

千葉市地域防災計画に基づく災害時の 医療救護活動についての協定書

千葉市（以下「甲」という。）と社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）とは、大地震、暴風雨等により医療活動の必要な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、千葉市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき、医師、看護婦等からなる医療救護班を編成し、第4条に定める救護所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、千葉市医師会災害医療救護計画（以下「災害医療救護計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設等に乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置する。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等の損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担する。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置

(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療の実施

(4) 助産

(5) 死亡の確認

(医療救護班の輸送)

第6条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(指揮命令)

第7条 医療救護班は、甲の指示に基づき業務を実施するものとする。

2 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害医療救護計画に基づき、乙が行うものとする。

(連絡調整)

第8条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定する者が行う。

(医薬品・衛生資材等の備蓄、輸送)

第9条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備蓄する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品、衛生資材等の輸送は、原則として甲が行う。

(装備の貸与)

第10条 甲は、乙に対し医療救護活動に要する個人装備の貸与を行う。

(後方医療施設への転送)

第11条 乙所属の医療救護班は、救護所において後方医療施設での医療を必要とする患者がある場合は、甲がその患者を円滑に後方医療施設へ転送できるよう、後方医療施設に対し、受け入れ等の要請を行い、甲に協力する。

(医療費)

第12条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者等において傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(医事紛争発生 の 措置)

第14条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第15条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合

に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師，看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり，又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については実費弁償によるものを除くほか，甲乙協議のうえ，別に定めるものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するため甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については，甲乙協議して定める。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期限は，協定締結の日から昭和62年3月31日までとする。ただし，この協定の有効期間終了前1月前までに甲，乙いずれからも何らの意思表示もないときは，期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため，本協定書2通を作成し，甲，乙双方記名押印のうえ，各自1通を保有するものとする。

昭和61年4月 / 日